

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	伊勢原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.isehara.kanagawa.jp/docs/2015012200063/

執行機関名 伊勢原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊勢原市小児医療費の助成に関する条例(平成七年伊勢原市条例第三十二号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成二十七年伊勢原市条例第二十六号)別表第一 第一の項 伊勢原市小児医療費の助成に関する条例(平成七年伊勢原市条例第三十二号)による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第一条	伊勢原市小児医療費の助成に関する条例(平成七年伊勢原市条例第三十二号)第一条、第三条第一項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	第一条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。 第三条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)その他規則で定める法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療(乳児及び児童を除く小児にあつては、入院に係る医療に限る。以下同じ。)に関する給付が行われるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊勢原市小児医療費の助成に関する条例(平成七年伊勢原市条例第三十二号)